県共済会 50 周年記念誌

県社会福祉事業共済会会長 挨拶	1
県知事 挨拶	3
県社会福祉協議会会長 挨拶	4
歴代会長の紹介 (写真)	5
事務所の変遷 (写真)	6
◆ 会のあゆみ	
第1章 共済事業の立ち上げ 〜昭和30年代を中心に〜	
1 民間社会福祉施設職員の処遇状況	10
2 共済制度の確立に向けた動き	10
(1) 県社会福祉大会における決議	10
(2) 民間社会福祉事業従事者共済事業の発足	12
3 社会福祉施設職員退職手当共済法の制定	13
第2章 県共済会の発足 ~昭和43年から昭和47年~	
1 当時の状況	15
2 基金造成の動き	15
3 法人の設立に向けて ~昭和 43 年~	16
4 共済制度の特色	19
5 本会の退職共済制度の概要	19
6 静岡県民間社会福祉事業職員共済事業の移管統合 ~昭和44年~	20
第3章 県共済会の発展 ~昭和48年から平成15年~	
1 共済制度の変遷	21
(1) 昭和 48 年、49 年の改正	21
(2) 昭和 50 年代~ 60 年の改正	22
(3) 退職給付金に関わる課税の問題と会計処理 ~昭和63年~	23
(4) 平成元年~平成 15 年の改正	24
2 特別事業	25
(1) 災害復旧資金貸付事業 ~昭和 49 年 7 月~ ······	25
(2) 設立 10 周年記念事業 ~昭和 54 年~	25
(3) 設立 30 周年記念事業 ~平成 10 年~	26
(4) 設立 35 周年記念事業 ~平成 14 年~	26

第4章	新制度への移行 ~平成 16 年から平成 25 年~	
	1 社会情勢と本会の状況	28
	2 新制度の設計 ~平成 16 年~	28
	3 社会福祉法の改正による影響 ~平成 18 年~	29
	4 事業財政の定期的検討 ~平成 19 年から平成 23 年~	30
ملہ ہے ماما		
	一般財団法人への移行 ~平成 26 年から~	
	1 公益法人に関する法改正	
	2 一般財団法人への移行 ~平成 26 年~	
	3 公益目的支出計画	
	4 事業財政の定期的検討 ~平成 27 年から~	
	5 広報事業	33
第6章	組織及び事務局体制	
,	1 組織の変遷	35
	2 事務局体制	
	3 事務所の変遷	
	3 事務処理の電算化 ····································	
◆ 事業	美の推移	
第7章	会員の動向	
	1 会員の動向	40
	2 退職者の動向	40
	3 最近の会員動向	42
第8章	資産造成の推移	
	真産垣风の1mg 1 会費の動向	12
	3 寄付金の受入	
	4 利息収入の推移	46
第9章	給付金の推移	
	1 退職手当給付金の動向	47
	2 慶弔等給付金の動向	50

◆ 資料編

設立当時の資料

1	陳情書 ······ 54
2	県議会定例会一般質問 (抜粋)
3	財団法人静岡県社会福祉事業共済会寄付行為(設立当初)58
4	財団法人静岡県社会福祉事業共済会運営規則(設立当初)64
5	静岡県民間社会福祉事業従事者共済会規程及び要項 69
6	静岡県民間社会福祉事業職員共済事業移管について 72
7	旧共済制度の引受けにともなう事務の取扱いについて 73
8	社会福祉施設職員退職手当共済法(制定当初) … 74
9	社会福祉施設職員退職手当共済法施行令(制定当初) 84
10	社会福祉施設職員退職手当共済約款(制定当初) 86
11	災害復旧資金臨時貸付要領 … 99
12	災害復旧資金臨時貸付要領に関する施設宛通知文100
現在の共済に	制度に関わる資料
13	一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会定款(平成30年4月1日現在)102
14	一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会運営規則(平成30年4月1日現在)109
15	県内の社会福祉施設職員の動向調査の結果報告 (経営協セミナー) 及び新聞記事116
◆ 歴代役員	員名簿 (理事・監事) 及び歴代職員名簿132
◆ 会員名簿	奪······140
編集後記…	148



発刊に寄せて

一般財団法人 静岡県社会福祉事業共済会

会長 山 本 敏 博

静岡県社会福祉事業共済会は昭和 43 年に発足し、今年で創立 50 周年を迎えることができました。平成 18 年に会長を拝命し、記念のこの年を迎えることができたことを大変うれしく思います。 戦前・戦後を通して、社会福祉施設は、その多くがハンディキャップを持つ人々が集まりお互い助け合って暮らしていこう、または篤志家による奉仕と慈善の活動に端を発して設立されたもので、各地でそうした活動をしていた集まり・組織が昭和 26 年の社会福祉事業法により社会福祉法人制度のもと運営されるようになりました。当時そこで働く職員の労働条件は不安定で、老後の保障も得られない、私生活を犠牲にした過酷な勤務が続いていました。昭和 36 年には国の共済制度が設立されたのですが、そこで支給される退職金は平均的な所得とされる公務員にはるかに及ばないものでした。

こうした状況下、職員の負担なしで、職員の将来の生活を保障できるよう公務員並みの退職手 当が支給できるようにしたいとの気運が高まり、新たな退職共済制度を創設するため、県内の社 会福祉法人経営者たちが陳情を重ね、県や市町村、関係団体の協賛を得て助成金や寄付金を募り、 基金を造成し、県内社会福祉施設を対象とした共済制度がつくられることとなり、その運営のた めに本会が設立されることとなりました。

創設当初は、81 法人、123 施設、1,201 名の会員でスタートした本会ですが、平成 30 年 4 月 1 日現在では、348 法人、1287 施設、27,684 名を擁することとなりました。本会の創設と発展に尽力された先人のかたがたの並々ならぬ熱意とたゆまぬ努力に心から敬意を表します。

本会創設から50年、社会構造としては少子・高齢社会の進行、経済的には高度経済成長期から バブル期を経て低成長時代へ、さらには東日本大震災などの幾多の災害を経験し、社会福祉のあ り方も期待される役割も変わってきています。

何より雇用に対する考え方も大きく変化してきています。少子・高齢化により社会全体で労働

人口は徐々に減少しており、社会のあちらこちらで人手不足が叫ばれており、国も働き方改革として、労働力不足の解消に取り組んでいます。また、かつては終身雇用が当然でしたが、現在ではよりよい労働条件を求めて転職することも当たり前のようになってきています。そのような世情にあって福祉の職場が魅力ある職場であるために、退職金制度は一つの大きな要素になると考えられますが、変わりゆく社会情勢にいかに対応していくか、課題も大きいところです。

昭和の中頃、いわゆる高度成長期に誕生した本会は、平成がもうすぐ終わろうという時期に 50 周年という節目を迎えることとなりました。本会の活動を記録したものとしては創設 35 周年時に記念誌を発行していますが、より区切りのよいこの年にもう一度歴史を振り返り、今後の運営を見直す礎となるよう、改めて 50 周年の記念誌を発行することとしました。本書の大部分は 35 周年記念誌の記載に依っています。散逸しそうだった資料をまとめてくださった 35 周年記念誌の発行に携わった方々にお礼を申し上げるとともに、福祉の現場で働く職員の処遇向上を企図して創設された初心を忘れず、今後も福祉職場で働く人々の一助となれるよう思いを新たにし、発刊の言葉とさせていただきます。



創立 50 周年を祝して

静岡県知事 川 勝 平 太

一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が創立 50 周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、昭和43年に設立されて以来、県内の社会福祉法人が経営する民間社会 福祉施設等に従事している職員の処遇及び資質の向上を図ることを目的として様々な事業を展開 され、社会福祉事業の振興に多大な御尽力を頂いております。長きにわたる貴会のたゆまぬ御努 力に対し、ここに改めて敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

福祉の分野におきましては、近年の著しい少子高齢化・人口減少により、福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれる一方で、人手不足が深刻化しております。福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図るため、人材の確保や育成が喫緊の課題となる中、退職共済制度の運営やセミナーの開催等の貴会の取組は、大変意義深いものであります。

県では、富国有徳の「美しい"ふじのくに"」づくりを県政運営の基本理念に掲げ、「安心して暮らせる医療・福祉の充実」や「子どもが健やかに学び育つ社会の形成」などを政策の柱として、福祉サービスの充実や福祉人材の確保などの取組を進めているところです。

貴会におかれましては、今後とも、時代に即した事業の展開など、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝 を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。



静岡県社会福祉事業共済会 創立 50 周年に寄せて

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

会長 神 原 啓 文

一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が、創立 50 周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

貴会におかれましては、法人設立以来、県内の社会福祉法人が経営する民間社会福祉施設に勤務する職員の処遇及び資質の向上を図り、社会福祉事業の振興に多大な貢献をされました。これは、歴代会長をはじめ役員、会員の皆様による真摯な御努力の賜物であり、心から深く敬意を表する次第であります。

さて、一口に50年と申しましても、この間、福祉を取り巻く社会や経済環境は大きく変化しており、特に2000年(平成12年)に行われた社会福祉の基礎構造改革では、「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「自ら選択する福祉(福祉の権利性の確立)」という新たな社会福祉の理念が打ち出されました。

一方、我が国では、経済のグローバル化や日本経済の長期的な低迷の中で、産業構造等の変化 とともに、非正規雇用の労働者や長期失業者など低所得者層が増加しています。また他の先進諸 国でも経験の無い少子高齢化の影響で世帯構造が変化し、単身世帯や高齢者世帯が増え、家族や 地域社会とのつながりが希薄化しています。

このような状況を背景に、孤立やひきこもり、世代を超えた貧困の連鎖など、多様で複雑な課題を抱え、既存の制度では支援が難しい方々が増加し、その対応が喫緊の課題となっています。

こうした中で、社会福祉施設職員が資質の向上を図り、安定した福祉サービスの提供を行って いくためには、貴会の役割が益々重要となっています。

静岡県社会福祉協議会といたしましても、「"共生・支え合い"による地域社会の実現」を目指して、地域を基盤とした幅広い連携・協働の仕組みづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、皆様方の御協力をいただきたくお願い申し上げます。

結びに、一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会の益々の御発展と、会員の皆様の御活躍をお祈りいたしまして、お祝いの言葉といたします。

歴代会長紹介



初代会長 内山 信一 就任期間 自 昭和43年 4月 1日 至 平成 8年 3月31日



二代目会長 坂下 八郎 就任期間 自 平成 8年 4月 1日 至 平成12年 3月31日



三代目会長 袴田 實 就任期間 自 平成12年 4月 1日 至 平成16年 3月31日



四代目会長 八谷 祐司 就任期間 自 平成16年 4月 1日 至 平成18年 3月31日



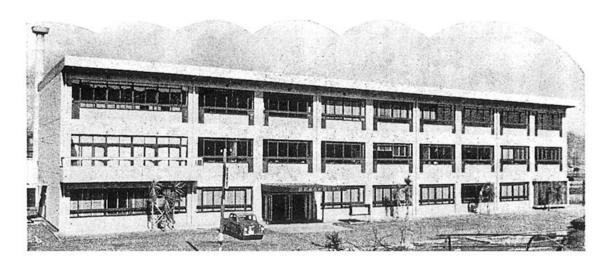
五代目会長 山本 敏博 就任期間 自 平成18年 4月 1日 至 現 在

事務所変遷

旧県社会福祉会館

(所在地 静岡市駿河区曲金)

自 昭和44年11月1日 至 昭和58年3月31日



現県社会福祉会館 (所在地 静岡市葵区駿府町)

自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 現 在



会のあゆみ

第1章 共済事業の立ち上げ ~昭和30年代を中心に(1955年-1967年)~

第1章では、県共済会の設立以前、社会福祉施設に働く職員のための共済制度がどのように立 ち上げられたかを振り返る。

昭和30年代は、戦後の混乱期から立ち上がり、高度成長期に向かう過程で、人々の生活はもとより、地域社会そのものも大きな変貌を遂げていった。このような中で、社会福祉事業の発展に大きな役割を担っていた民間社会福祉施設の職員は、公立施設の職員と同様、その任務や責任の度合いは何ら異なるところはないにもかかわらず、処遇の面においては著しく劣っており、老後の補償も得られない不安定な労働条件のもとで、私生活を犠牲にした過酷な勤務が続いていた。

このため、職員が定着せずに途中で退職する者が多く、その補充もままならないのが実態であり、 民間社会福祉施設の人手不足は目に余る状況にあった。施設入所者のサービス向上のためにも雇用 と就労の安定は不可欠であり、職員の身分保障の一環である共済制度の確立が喫緊の課題であった。 民間社会福祉施設の経営者にとっては長年の懸案であり、職員の夢を実現するためにも、公務 員並みの退職金支給制度創設に向けて、施設経営者が一丸となって活動を展開することとなった。

1 民間社会福祉施設職員の処遇状況

民間社会福祉施設に勤務する職員は、公立施設の職員と同様の仕事に従事しているにもかかわらず、待遇の面においては大きな格差が生じていた。

例えば、昭和33年当時の公務員の給与ベースは19,300円であり、公立幼稚園では朝9時から午後2時まで従事するのが一般的であったが、その一方で民間保育園の園長の平均給与が12,000円、保母の平均給与が6,700円と低く、朝6時半頃から夕方5時過ぎまで従事するのが日常であった。また、老人福祉施設の場合には、施設長の平均給与が12,200円、職員の平均給与が8,840円であった。このように、最低生活の維持に精一杯で、万一病気や不時の出費を要する場合には、全く生活に困窮してしまう状況であった。

なお、公務員には、退職金制度が確立されていたが、民間社会福祉施設職員には、このような 制度もなく、定年後の生活にも大きな不安があり、職員の雇用対策にも重大な支障をきたしていた。

2 共済制度の確立に向けた動き

(1) 県社会福祉大会における決議

民間社会福祉施設の経営者が中心となり、退職金制度の必要性について、県をはじめ関係機関等に強く働きかけ、また、各報道関係者の好意的な取材や県議会での質問などにより、共済制度の設立に向けての関心が高まった。その結果、昭和33年11月12日に開催された静岡県民生委員制度35周年記念静岡県社会福祉大会において、民間社会福祉施設職員の共済制度確立の決議が

なされ、静岡県社会福祉協議会のもと施設関係者の長年の夢が具体化に向けて大きく動き出すこととなった。

なお、社会福祉大会の議題及び決議事項は次のとおりである。

静岡県民生委員制度 35 周年記念

静岡県社会福祉大会における共済制度確立の要旨及び決議内容(抜粋)

本県民生委員制度 35 周年を記念し、昭和 33 年 11 月 12 日に開催された「静岡県社会福祉大会」 に関係者 3,000 名が集まり、次の議題について決議された。

第一議題 低所得者対策について、第二議題 青少年の育成について、第三議題 民間社会福祉 事業従事者の共済制度確立について、第四議題 市町村社協の組織の充実強化について意見発表が 行われ、決議を満場一致で決定した。

なお、第三議題 民間社会福祉事業従事者の共済制度確立の要旨については、次のとおりである。

1. 共済制度確立の要旨

本県の民間社会福祉事業に従事している職員の数は 800 余名であり、その身分保障の一環である 共済制度の確立が、今日なお実現を見ないのは誠に遺憾である。

近年、民間社会福祉事業に従事する職員に対しては専門化が要請され、長期にわたりその仕事に 従事し、経験を積むことが望まれており、それには、先ず待遇の改善を考えなくてはならず、現行 の給与は極めて低く、特に退職金及び年金等の保障は全くない。

職員が安んじてその職に就くためには、共済制度の確立が何よりの急務であり、理想としては、 全国一本の制度を望むところであるが、とりあえず、県独自の制度を県社会福祉協議会が中心となり、 「民間社会福祉事業従事者共済制度準備委員会」を急速に設置し、共済制度の早期実現を図られたい。

2. 決議内容

最近における我が国社会経済の諸情勢に鑑み、社会福祉の増進は一段と強く要請されている。

時恰も本県民生委員制度創設 35 周年にあたり、県下公私社会福祉関係者が一堂に会して、社会福祉の諸問題に対処する決意を新たにし、一層の努力を誓うとともに、関係方面に次の事項を強く要望し、世人の深い理解と協力を得てその実現を期し、もって県民福祉の増進に寄与せんとする。

- (1) 老齢、母子及び身体障害者の年金制度を速やかに実施されたい。
- (2) 低所得者貸付資金を大幅に増額されたい。
- (3) 低所得者に対する低家賃住宅を急速に設置されたい。
- (4) 青少年の健全育成対策を積極的に推進されたい。
- (5) 児童遊園地を早急に増設されたい。
- (6) 県民皆保険の即時実施を図られたい。
- (7) 民間社会福祉事業従事者の共済制度を確立されたい。
- (8) 市町村社会福祉協議会の拡充強化を図るため、財政的援助を図られたい。



静岡県社会福祉時報 記事

(2) 民間社会福祉事業従事者共済事業の発足

県社会福祉大会の決議により、県社会福祉協議会内に「民間社会福祉事業従事者共済準備委員会」を設けられ、事業の内容や負担金の在り方などについて協議を重ね、この結果、民間社会福祉事業施設及び団体の従事者を対象に「静岡県民間社会福祉事業従事者共済会」を設け、昭和35年6月1日から次のとおり事業が実施されることになった。なお、事業の詳細等は、資料編(69ページ~)の静岡県民間社会福祉事業従事者共済会規程及び要項を参照されたい。

その後、社会情勢の急激な変化等により、現行の給付額では時代にそぐわなくなってきたため、会員の中から魅力ある制度に改正してほしいとの声が強まってきた。これを契機として制度の見直しに着手し、負担金の引き上げを図るとともに、県に働きかけ、職員1人につき100円の助成を得ることに成り、昭和41年4月1日から、次のとおり給付の改善が行われることになった。

設立当初(昭和 35 年)の負担の給付	改正後(昭和 41 年)の負担と給付	
1. 負担金	1. 負担金	
(1) 経営者 職員 1人につき月額 70円	(1) 経営者 職員 1人につき月額 170円	
(2) 職 員 1人につき月額 150円	(2) 職 員 1人につき月額 250円	
2. 退職給付金	2. 県助成金 職員 1 人につき 月額 100 円	
最低(勤続年数1年) 2,400円	3. 退職給付金	
最高(勤続年数 30 年以上) 200,000 円	最低(勤続年数1年) 6,000円	
3. 慶弔給付金	最高(勤続年数 30 年以上) 489,400 円	
(1) 結婚祝金(1回のみ) 1,000円	4. 慶弔給付金	
(2) 出産祝金(第1子のみ) 500円	(1)結婚祝金(1 回のみ) 3,000円	
(3) 死亡弔慰金 (本人死亡のみ) 10,000円	(2) 出産祝金(第 1 子のみ) 1,500円	
	(3)死亡弔慰金(本人死亡のみ) 15,000円	

3 社会福祉施設職員退職手当共済法の制定

社会福祉事業を推進していく上で、社会福祉法人などが運営する施設の存在は、不可欠な状況にあった。しかし、これらの施設に従事する職員の労働環境は、公立施設の職員に比べて大きな隔たりがあり、施設経営者にとって最大の課題は、職員の身分保障であった。

国としても、社会福祉事業の振興を図るため、民間社会福祉施設職員の処遇改善が急務であるとの判断から、国・県及び施設経営者が夫々3分の1を負担し、公務員並みの退職金支給を図るよう「社会福祉施設職員退職手当共済法」を制定し、昭和36年10月1日から施行することとなった。

この業務は、国から委託を受けた「社会福祉事業振興会 (現在の独立行政法人福祉医療機構)」 が取り扱うこととなり、その窓口業務は各県の社会福祉協議会が行うこととなった。

なお、制定当初の社会福祉施設職員退職手当共済法及び同施行令及び退職手当共済契約約款は 資料編 (74 ページ~)を参照されたい。 の分量、責任の度合にも何等異なるとこ

公的社会福祉事業従事者でも、その任路

しかも民間社会福祉事業従事者でも、



社会事業従事者

待望の『共済制度』 生る

のが現状であります。 の準備や老後の用意など思いもよらない 得に比べるとはるかに低く、到底退職後 る職員は、施設団体を合せると約一、11 会福祉事業に従事している職員の給与所 〇〇余人になります。この人々は公的社 本県の民間社会福祉事業に従事してい

ないときだと思います。 を要請しているときでもありますので、 事者に研修訓練を積んで熟練した専門者 ろはないと思います。 当然その待遇の改善を考えなければなら また一方、最近は民間社会福祉事業従

の議題が提案され、満堂の参会者の費同 年十一月十二日静岡県民生委員制度三十 を得て本大会の決議となり、大会処理委 民間社会福祉事業従事者の叫びとして、 五周年記念静岡県社会福祉大会において に要望していたところでありまして、昨 い間民間社会福祉事業従事者各自は切実 『民間社会福祉事業従事者の共済制確立』 との生活の保障の確立に対しては、永 場合)

にはかり『静岡県民間社会福祉事業従事 ようやく成案を得ましたので、このたび け、数回に渉り研究討議を重ねた結果、 会福祉事業従事者共済準備委員会を設 者共済会』として発足することになりま 事者各位の質同を得たうえで、本会機関 民間社会福祉事業施設及び団体の長と従 本会に委託されましたので、早速民間社 員会においては、この共済制度の企画を

ころであります。 関係者各位の御協力を切に希望すると

たしますと、 次にこの会の規程のあらましを説明い

◇事業の内容は

す。(紙面の関係で略します) がありまして、これに基いて支給されま 退職共済については退職共済金交付表

千円(一回のみ)、出産祝金五百円(第 一子のみ)、死亡弔慰金壱万円(本人の 次が慶弔共済であります。結婚祝金壱

昭和36年9月15日発行 [6]

社会福祉しずおか

第144号 (第三種郵便物認可)

めに、この制度にぜひ加入されることを き、皆さんの事業が一段と発展されるた 希望を与え、明るい職場を作っていただ 社会福祉施設の業務に従事する職員に

この制度の特 色

思います。

民間の社会福祉施設に働いている人々に 県の援助によって新らしく 誕 生し まし も公立の社会福祉施設に働いている人々 と同様の退職手当金制度が国及び都道府 そこで、この問題解決の一環として、

おすすめいたします。

手軽であること

皆さんへ 社会福祉施設経営者の

うものであることは申すまでもありませ 設は、わが国の社会福祉事業の一翼を担 ところで、皆さんの経営する社会福祉 皆さんの経営しておられる社会福祉施

はいろいろと心を痛めておられることと 施設の業効に従事する職員の待遇改善に

(2) 振興会の事務費は、全額国の費用 当金に充てられますので極めて有利 でまかなわれ、掛金はすべて退職手 常に割安です。

安全であること

は全くなく、掛金は安全に管理され、 もって支払うので、安全確実です。 また、退職手当金は振興会が全責任を 興会法によって設けられた社会福祉事 **素振興会があたるので、つぶれる心配** との制度の運営は、社会福祉事業振

社会福祉施設職員のため 職 手 当共済制 設 け 5 度 れ が ま L

た

退

手軽に退職手当金制度を設けることがで で、経営者はなんの心配もなくきわめて 祉事業振興会から直接支給されますの んでおけば、退職手当金はすべて社会福 **機関を通じて社会福祉事業振興会に払込** 経営者が毎年一回掛金を最寄りの金融

二 有利であること

分の一でよく、したがって掛金は非 すので、経営者の負担(掛金)は三 三分の二を国と都道府県が補助しま 退職手当金の支給に要する費用の

社会福祉しずおか 記事

第2章 県共済会の発足 ~昭和43年から昭和47年(1968年-1972年)~

1 当時の状況

昭和40年代の民間社会福祉施設は、創設者達の奉仕の精神をもとに社会の要請に応えるため、私財を投じて県内各地に誕生していた時代であった。

しかし、この当時は、公的な援助策が充分でなく、施設の建設においても私財はもとより協力 者の寄付と借財によって実現されたのである。

これらの民間社会福祉施設に勤務する職員の待遇面は大変厳しく、平均的な賃金といわれている公務員の給料と比べても、とてもその水準には遠く及ばない内容であった。

また、民間社会福祉施設職員の福利厚生事業は、経営者と職員が負担して昭和35年6月に発足した県独自の共済事業と、昭和36年10月に施行された国の共済制度(いずれも第1章参照)の二本立てで支給されていたが、民間社会福祉施設職員の平均的な給料は公務員給料の2分の1程度であったため、二つの制度から支給される退職金を合わせても公務員には到底及ばず、職員本人の負担なしで、公務員並みの退職手当が支給できる内容にしたいとの声が施設経営者の間に高まり、新たな共済制度の確立に向けて行動に移そうとの機運が盛り上がってきた。

2 基金造成の動き

施設経営者の集まりである「民間社会福祉施設連合会」の役員会で、基金造成について様々な 論議が重ねられ、この結果、社会福祉法人の負担金に加えて、県や市町村及び関係機関の協力を 得て基金をつくり、その果実で退職金がまかなえるような方針で決定した。

そのために役員が協力して、社会福祉法人等(以下「法人」という。)を始め県や市町村及び関係機関に説明し、協賛してもらえるよう運動を展開することとなった。当時、大規模な法人、例えば済生会のように医療や福祉など幅広く事業を行っているところは、自前の給付制度を既に有しているという事情もあった。その一方で、一法人一施設経営のところは、自前の給付制度を持つことはとても困難なため、職員には我慢してもらうという状況であり、このような法人が大半であった。このため、法人の代表者が力を合わせて職員の処遇改善のため基金づくりに立ち上がった。

その活動の主なメンバーは、本会の設立時に役員として名を連ねられた方々であり、活動の具体的な取り組みは、天竜厚生会理事長の内山信一氏と慈悲庵理事長の影山学氏等が、浜名湖競艇企業団に再三足を運び、施設職員の処遇の実情を訴え支援の協力を得ることとなり、また、県内の市町村や県競輪施行者連絡協議会については、当時静岡市助役で県社会福祉協議会常務理事を兼務していた小川元保氏等が中心となり、積極的に財政支援の呼びかけを行いその実現をみるに至った。

さらに、社会福祉法人等の説得については、明光会理事長の寺田銕氏、芙蓉会理事長の戸巻俊一氏、有度十七夜山保育所代表の永田泰嶺氏、松涛会理事長の植松ちよ氏及び天竜厚生会常務理事の山村三郎氏等が、地域ごとに施設経営者を集めて説明会を重ね、本会の趣旨について理解と協力を得た。また、県からの助成については、これら施設経営者等の情熱に感動され力強いご支援をいただくことになり、特に、当時の県民生労働部長平野正臣氏の手腕が大きく貢献することとなった。さらに、民間社会福祉施設職員の処遇改善については、県議会の中でもたびたび取り上げられ、この力強い支援もあって、県の前向きな答弁を引き出すことができ、基金づくりの目標達成に大きな弾みがつくこととなった。民間社会福祉施設職員の処遇を改善することが、県民の福祉を向上させることにつながるという熱い思いが各方面に広く理解され、効果的な働きとなったのである。

このように、基金の果実をもって退職金を支給するという制度は、全国に先駆けての取り組みであり、この方法は、他県からも高い評価を得ることとなった。

なお、第二次基金造成の陳情書及び県議会本会議における県会議員の質問及び県側の答弁要旨 は資料編(55ページ~)を参照されたい。

3 法人の設立に向けて ~昭和 43 年~

基金づくりの見通しがつき、財政支援を得るためにも法人格を有する組織にすることが必要であると考え、民間社会福祉施設の代表者をはじめ、県及び関係機関の代表者等 12 名による設立発起人会を昭和 43 年 4 月 1 日に発足させ、県側に要望を重ねた結果、昭和 43 年 12 月 18 日付で県の許可を得て、待望の「財団法人静岡県社会福祉事業共済会」が設立された。本年(平成 30 年)をもって、本会は設立 50 周年を迎えることとなった。

設立当初の役員には、設立発起人全員が就任し、初代会長には、天竜厚生会理事長の内山信一 氏が就任した。

組織体制としては、定員 12 名の理事による理事会のほか、定員 2 名の監事、定員若干名の評議員による評議員会により構成された。理事の内訳は、会長 1 名、副会長 3 名、理事 8 名であった。なお、設立趣意書、初代役員名簿は以下のとおりである。また、設立当初の寄附行為及び運営規則については、資料編 (58 ページ~)を参照されたい。

財団法人 静岡県社会福祉事業共済会

設 立 趣 意 書

社会福祉事業の中で、民間社会福祉施設に課せられている役割は大きく、地域福祉増進の中核となっていることを認識し、運営の適正確保に努めてきましたが、反面、施設に勤務する職員の共済制度が不備であり雇用就労が不安定で手不足は深刻なものがあります。

このたび、民間社会福祉施設を経営するものが中心となり、財団法人静岡県社会福祉事業 共済会を設立し、県、市、町、村をはじめ、関係各位のご協力をいただき職員の資質と処遇 の向上をはかり、民間社会福祉施設本来の使命達成に役立てようとするものであります。

昭和43年5月10日

初代役員名簿

監 事

会 長 内 山 信 一 社会福祉法人天竜厚生会理事長 副会長 戸 巻 俊 一 社会福祉法人芙蓉会理事長 社会福祉法人明光会理事長 寺 田 銕 社会福祉法人慈悲庵理事長 影山 学 理 事 植松ちよ 社会福祉法人松濤会理事長 永 田 泰嶺 有度十七夜山代表 佐 野 嘉 吉 県議会議長 荻 野 準 平 県市長会長 黒 石 覚 雄 県町村会長 鈴木与平 県社会福祉協議会会長

平野正臣 県民生労働部長 山村三郎 社会福祉法人天竜厚生会清風寮長

学識経験者

杉 本 郁 郎 県町村会事務局長

小 川 元 保



は、35年度にできた県下独自の民間退職共済制 度と、36年度に制定された「社会福祉施設職員 退職手当共済法」による国の制度の二つから支 給されていました。ところが、この二つの制度 から出る退職金を合わせても、公務員のそれと はかなりの開きがあって、社会福祉施設に働く 職員の確保を困難にしていました。

*公務員なみの退職金 そこで、前記の制度 とは別に43年4月、公務員なみの退職金を補償 する「財団法人静岡県社会福祉事業共済会」が 設立されたのです。これは、県補助金のほか市 町村、競輪、競艇などの協力を得て、5か年間 に2億円の基金を積立て、これから生ずる利子 によって運営するものです。

2億円の基金を積立てるにあたり、法人など の負担金は、加入施設の職員の、基本給与の 1,000 分の22 を、加入の月から5年間、納付す ることとされています。

*慶弔金も給付 この制度に加入できる施設 は、社会福祉施設職員退職手当共済法の運営に あたる「社会福祉事業振興会」と、退職手当共 済契約を締結していることが条件とされていま

もちろん、共済会のおもな事業は、この会に 加入している社会福祉法人などの施設に勤務す る職員が、退職した時、退職手当金を給付する こですが、職員の福利厚生事業として、慶弔金 の給付もすることになっています。

*3年間の平均給与が基準 退職手当金の支

民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金 給は、退職時を基点とし過去3年間の平均給与 を基準に、公務員なみの率により算出した額を 補償するものです。つまり、法により支給され る退職金と制度発足前の制度から支給される (この場合、重復する期間を対象とする)金額の 合計と新制度で算出した補償額との差額が、新 しい共済会から支給されるというものです。い いかえれば、これらの支給額の合計が、公務員 なみの率で算出した金額だというわけです。

*3年以上の勤務者に支給 この退職手当金 の支給は、3年以上(1年未満の月数は切捨て る) 勤務した者を対象としています。支給の開 始は、この制度の発足した43年4月1日から3 年たった今月(4月)からおこなわれます。民 間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の優遇 措置が、いよいよ実現することになったのです。

(昭和24年7月23日 第三種郵便物認可)

、退職手当金の基礎額は現行の一 二万一千円の二本建とされたいこ 万五千円を引上げ、一万七千円と

昭和四十三年度予算において次の点 の業務の円滑な実施をはかるため、 施設職員の退職共済制度の充実とそ 上は喫緊の要務であります。よって

を是非共確保されるよう陳情しま

退職手当金の基礎額は、現在職

る。

三、事務委託費の現行一県当り四万 は、都道府県社会福祉協議会に添 円を十万円に増額すること 本制度の都道府県における業務

職員数は二、五九四名と見込まれ

祉協議会等団体の常動職員は、 るが、社会福祉法人の経営する施 れたいこと。 べて対象とするよう範囲を拡大さ 設及び社会福祉法人である社会福 設に常動する職員に限定されてい 国及び地方公共団体より保護又は 育成指導を委託された社会福祉施 現在法人格の有無にかかわらず、 (範囲の拡大によって対象となる 本制度の加入対象(職員) す

実に関する要望 退職共済制度の充 社会福祉施設職員

民間社会福祉施設職員の処遇の向

昭和四十三年度

(6)

第215号

昭和42年12月15日発行 (毎月15日発行)

社会福祉 しずおか

に欠けるので、次の二本建とされ

るが、この額は低く、かつ合理性 らず一率に一万五千円とされてい 種、勤務年限、体給の額にかかわ

は、一県当り四万円にすぎない。 託されているが、この事務委託費

職員数が増加し、照会、連絡、

契約件数、被共済職員数、退職

被共済期間五年までのもの 一万五千円→二万一千円 一万五千円→一万七千円 六年以上のもの

円に増額されたいこと。 昭和四十二年十一月十五日 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

ているので、とれを一県当り十万 上げにより、不足額は一層増大し ならず、通信費、交通費などの値 導等の事務量が増加しているのみ

会長灘尾 弘 吉 本制度の加入対象範囲を拡大す

-18-

4 共済制度の特色

本会設立時の共済制度の特色は、次のとおりである。

- ・公務員並みの退職金を支給する
- ・職員に掛け金の負担はさせない
- ・基金の果実により給付金を支給する

この制度は、公務員に準じた退職金の支給率をもって算定した額から、退職手当共済法に基づき支給される退職金の額を差し引いた金額を、本会で補填することを建前として設立されたのである。しかし、支給率は公務員に準じていても、退職金の算定基礎となる基本給に大きな開きがあるため、自ずと退職金の額にも格差が生じ、この格差を少しでも縮め、仕事に励みをもって取り組んでもらうよう長期勤務者を対象に、付加給付金制度や過去勤務給付金制度等を導入し、改善を図ってきたところである。

設立当初は未加入の社会福祉法人等もあったが、基金の安定と制度の充実等により昭和 48 年 4 月には、全施設が加入することとなった。

5 本会の退職共済制度の概要

昭和43年に本会が設立された当初の制度は、(1)本会加入時に社会福祉法人等が納入する法人等納付金制度、(2)本会に加入した社会福祉法人等が職員を対象に納入する施設負担金制度、(3)被共済職員退職時に本会から退職手当金が支払われる給付金制度の3つであった。これらの制度について、以下に説明する。

(1) 法人等納付金制度

県内において、民間社会福祉施設及び特定社会福祉事業を営む社会福祉法人等(経営者)が県 共済会に加入しようとするときは、本会が定める基準に基づき納付金を納入する。施行は本会設 立の昭和43年4月1日からである。

納 付 金	適用期間
加入する法人等は	自 昭和43年1月 1日
加入申込時 5万円納入	至 平成13年3月31日

(2) 施設負担金制度

県共済会に加入した社会福祉法人等が経営する施設及び特定社会福祉事業に従事する職員を対象に、本会が定める基準に基づき負担金を納入する。施行は本会が財団法人として認可された昭和43年12月18日からである。

負 担 率	適用期間
職員 1 人につき、本俸月額に 1,000 分の 22 を乗じて得た	自 昭和43年12月18日
額を、加入した月より5ヵ年間納入	至 昭和48年 3月31日

(3) 給付金制度

社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「共済法」という。)による被共済職員に対し、退職した者の平均本俸月額(退職前6ヶ月間の平均額)に、勤続年数(1年未満の端数は切り捨てる。)に相応する支給率を乗じて得た額から、共済法により支給される退職手当金の額を差し引いた額を、県共済会が補填する制度である。施行は本会設立の昭和43年4月1日からである。

給 付 率 等	適用期間
1. 3年以上勤続勤務した職員が退職した場合に給付。	自 昭和43年4月 1日
2. 給付率は、過去3年間の平均本俸月額に対し、最低1.8	至 昭和48年3月31日
倍 最高(勤続 40 年以上)55.0 倍	

6 静岡県民間社会福祉事業職員共済事業の移管統合~昭和44年~

社会福祉事業の中で大きな役割を占めている民間社会福祉施設にとって、最大の悩みは人手不足であり、その大きな原因は労働条件にあった。

民間社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、昭和33年11月12日に開催された県社会福祉大会における決議に基づき、昭和35年6月1日に本県独自の制度である静岡県民間社会福祉事業職員共済事業が発足し、県社会福祉協議会において運用されてきたが(第1章を参照)、本会が設立されたことにより、従来の共済事業は昭和44年2月1日に本会に移管され、昭和48年3月31日をもって新制度に統合されることとなった。

なお、共済事業の移管に伴う引継ぎ文書は、資料編 (72ページ~)を参照されたい。

第3章 県共済会の発展 ~昭和48年から平成15年~

1 共済制度の変遷

昭和 48 年から平成前半にかけては、本会が着々と会員法人・施設及び対象職員数を増やし、発展していった時期である。社会構造においては核家族化や少子・高齢化の進行、経済においては高度成長期からバブル経済の崩壊まで、社会情勢や経済が大きく変化していった時期であり、本会もそれらに対応するため負担金や給付金の規定を変更しながら運営を続けてきた。

(1) 昭和 48年、49年の改正

昭和48年には、県社会福祉協議会が行っていた共済制度との統合が図られたこと、第2次基金造成計画が確立し、財政が安定してきたこと、また共済法改正があったため、施設負担金、給付金、慶弔等給付金について、全般的な見直しが図られた。

昭和49年7月には、台風8号と梅雨前線による豪雨被害(通称「七夕豪雨」)があり、被災した会員を救済するため、慶弔等給付金に災害見舞金が加わることとなった。またこの豪雨被害が大きかったため、特別事業として、災害復旧資金貸付事業が行われることとなった。

昭和48年4月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
施設負担金制度	職員1人につき、本俸月額に1,000分の15を乗じて得た額を、加入した月より満3ヶ年間納入	自 昭和48年4月 1日 至 平成13年3月31日 (第2次基金造成計画が 確立し、財政が安定し てきたため)
給付金制度	 1. 1年以上継続勤務した職員が退職した場合に給付。 2. 給付率は、過去6か月の平均本俸月額に対し、次の区分により給付。 (1)自己都合の場合 最低0.6倍 最高(勤続44年以上)60.0倍 (2)自己都合以外の場合 最低1.0倍 最高(勤続44年以上)60.0倍 (3)業務上の場合 最低1.5倍 最高(勤続37年以上)60.0倍 	自 昭和48年4月 1日至 昭和60年3月31日 (共済法改正のため)
慶弔金等給付金	6か月以上勤務している職員に対し 結婚祝金 10,000円(1回のみ) 出産祝金 5,000円(第1子のみ) 死亡弔慰金 20,000円(本人のみ)	自 昭和48年 4月 1日 至 昭和50年12月31日 (他県の状況及び社会 的慣行を考慮し、見直 したため)

昭和49年7月7日施行

制度		内 容	適用期間及び改正理由
慶弔等給付金	災害見舞金	10,000~300,000円	昭和49年7月7日から8
			日間にわたる台風8号及
			び梅雨前線(通称七夕豪
			雨)による豪雨被害に対
			して

(2) 昭和 50 年代~60 年の改正

高度成長期にあり景気も上向きで、物価も給与も右肩上がりだった時代であり、社会的慣行の変化を考慮して給付金や慶弔等給付金について、数年に一度は見直しを行ってきた。

昭和51年1月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	1. 5年以上継続勤務した職員が退職した場合、	自 昭和51年1月 1日
	勤続年数に応じた付加給付金を加算して給付。	至 平成15年3月31日
	最低5万円 最高(勤続38年以上)100万円	(職員の就労対策及び
	2. 本会の設立以前から社会福祉法人等の経営す	本会設立前の施設従事
	る施設に勤務していた職員については、昭和	者に対する救済のた
	26年10月1日まで遡及して在籍期間を通算	め)
	(昭和 50 年 12 月 26 日までに加入資格を得	
	たものに限る)して給付。	
慶弔等給付金	結婚祝金 20,000 円(1 回のみ)	自 昭和51年1月 1日
	出産祝金 5,000円(第1子以外も支給)	至 昭和60年9月30日
	傷病見舞金 5,000 円(入院 20 日以上)	(他県の状況及び社会
	災害見舞金 10,000 ~ 300,000 円(被害程度に	的慣行を考慮し、見直
	よる)	したため)
	死亡弔慰金 50,000円(本人のみ)	

昭和53年1月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	本俸月額が40万円を超える場合、その超えた部	自 昭和53年1月 1日
	分は切り捨て、40万円を限度として、給付金の	至 平成15年3月31日
	額を算定。	(共済法改正のため)

昭和55年4月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
施設負担金制度	1,000 分の 15 を満 3 ヶ年納付した施設が、新た	自 昭和55年4月 1日
	に職員を採用した場合、採用した職員1人につき、	至 昭和60年3月31日
	本俸月額に 1,000 分の 15 を乗じて得た金額を採	(退職給付金の増加によ
	用月より 1 ヵ年間納入	り、財政の確立を図る
		ため)

昭和60年4月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
施設負担金制度	1,000 分の 15 を満 3 ヵ年間納付した施設にあっ	自 昭和60年4月 1日
	ては、引き続き職員1人につき、本俸月額に1,000	至 昭和63年3月31日
	分の3を乗じて得た金額を加入期間毎年納入	(金利の低下と退職給
		付金の増加により、財
		政の確立を図るため)

昭和60年10月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	給付率は、過去6ヶ月間の平均本俸月額に対し、	自 昭和60年10月1日
	次の区分により給付。	至 平成13年3月31日
	(1) 自己都合の場合	(共済法改正のため)
	最低 0.5 倍 最高(勤続 40 年以上)55.0 倍	
	(2) 自己都合以外の場合	
	最低 1.0 倍 最高(勤続 40 年以上)55.0 倍	
	(3) 業務上の場合	
	最低 1.5 倍 最高(勤続 37 年以上)60.0 倍	
慶弔等給付金	出産祝金 10,000円(第1子以外も支給)	自 昭和60年10月1日
	傷病見舞金 10,000 円(入院 20 日以上)	至 平成16年3月31日
	結婚祝金、災害見舞金、死亡弔慰金は従前どおり	(他県の状況及び社会
		的慣行を考慮し、見直
		ししたため)

(3) 退職給付金に関わる課税の問題と会計処理 ~昭和 63 年~

退職共済制度の開始より共済掛金(負担金)の会計処理は各施設において法定福利費または福利厚生費といった勘定科目で支出し、本会が法人を通して退職金の支払いをしてきていたが、昭和60年代に入り、数県において税務調査が行われた結果、各県の共済会は特定退職共済団体の要件に規定する団体に該当しないこととなり適正な事務処理が求められた。したがって、本会が給付する退職金は「退職手当とみなす一時金」には適用されないことになった。そうなると、本会が給付する退職金は一時所得として課税され、不利な取り扱いを受けることとなってしまう。

この税制上の問題に対処するため、昭和63年12月に「施設職員退職手当共済制度に対する税制上の事務処理の手引き」を作成して、法人において退職金支給規程を整備することと、新たな会計処理に基づき退職金を支給することで対応を図った。

なお、会計処理の内容は次のとおりである。

- 1. 施設負担金は、退職金の給付財源として加入施設(法人等)が共済会の預け金として納付し、共済会が積立てて運用する。
- 2. 施設(法人等)が共済会に施設負担金を払込みしたときは、施設(法人等)は資産とし計上する。
- 3. 共済会から給付された退職金は支出(費用)に計上する。
- 4. 退職金は、当該職員の資産累計から取り崩しする。
- 5. 施設(法人等)間において職員が継続異動したときは、異動前の施設(法人等)については、 当該職員分の資産累計額を取り崩し、異動後の施設(法人等)は、当該職員の資産累計額を引 き継ぎ、資産台帳に計上する。
- 6. 退職金が支給されない勤続年数 1 年未満の職員が退職したときは、退職者の資産額を取り崩し する。

(4) 平成元年~平成 15 年の改正

平成に入るとバブル経済にも陰りが見え始め、金利も徐々に低下し、基金の果実で退職手当金等を賄うことが難しくなってきた。こうした状況に対応するため、給付金や納付金・負担金の制度の見直しを行っていたが、経済・金利に当面回復が見込めそうもないことから、抜本的な改正の必要性が高まっていった。

平成元年4月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	1,000 分の 15 を満 3 ヶ年納付した施設にあって	自 平成元年 4月 1日
	は、引き続き職員1人につき、本俸月額に1,000	至 平成13年3月31日
	分の5を乗じて得た金額を加入期間毎年納入	(金利の低下と退職給
		付金の増加により、財
		政の確立を図るため)

平成13年4月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
法人等納付金制度	加入する法人等は	自 平成13年4月1日
	加入申込時 10万円納入	至 現 在
		(既加入者とのバラン
		スを図るため)
施設負担金制度	1. 4月1日に在籍する全職員を対象に、本俸月	自 平成13年4月 1日
	額に 1,000 分の 5 を乗じて得た金額を加入期	至 平成16年3月31日
	間毎年納入	(掛率の一律化を図る
	2. 職員本俸月額が40万円を超える場合は、本	ともに、本俸月額の上
	俸月額 40 万円を限度として負担金の額を算	限額を退職給付金制度
	定する	と同額にしたため)

平成15年4月1日施行

制度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	死亡弔慰金 5万円(本人のみ)	自 平成15年4月1日
	他の慶弔給付は廃止	至 現 在

2 特別事業

本会の主たる業務は退職手当金の支給であるが、甚大な災害があった際は復旧のための貸付事業を行ったり、本会設立から節目の年には特別事業を行ったりした。

そうした特別事業について、以下に記載する。

(1) 災害復旧資金貸付事業 ~昭和49年7月~

昭和49年7月7日から8日にわたる「台風8号及び梅雨前線(通称七夕豪雨)」により、県中部地区を中心に大雨による被害が各所で発生し、この水害により、40施設152名の職員が床上浸水等の被害を蒙った。

特に、大きな被害を蒙った職員については、救済対策として「災害復旧資金臨時貸付要綱」に 基づき復旧資金を希望者に貸付した。

災害復旧資金臨時貸付要領及び施設宛の通知文書は資料編(99ページ~)を参照されたい。

(2) 設立 10 周年記念事業 ~昭和 54 年~

民間社会福祉施設職員の資質向上と処遇改善を図ることを目的とし、昭和 43 年 4 月 1 日に設立された本会は、制度の基盤である基金の造成が当初計画どおり順調に進展し、会員も飛躍的に増大するなど、目覚ましい発展を遂げてきた。

この10年間を振り返り、この間、多大なご支援とご協力を賜った方々に対し感謝の意を表する

とともに、今後の県共済会の健全な運営と会員相互の理解と親睦を図るため、設立 10 周年を記念 して昭和 54 年 10 月 8 日、県看護教育研修センター (静岡市葵区追手町)において、大会を開催し、 本会会員及び社会福祉関係者等約 200 名が参集した。

大会に先立ち、民間社会福祉施設に勤務する職員からの「提言」を募集し、入選者3名、佳作者8名を表彰し、入選作品を紹介した。また、記念講演として、厚生省社会局 厚生課長の板山 賢治氏をお招きし、「社会福祉施設の今後の方向について」をテーマにお話いただいた。

功労者への感謝状贈呈

静岡県市長会、静岡県町村会、浜名湖競艇企業団、静岡県競輪施行者連絡協議会 元静岡市助役 小川元保氏

民間社会福祉施設職員の提言(入選)

春日保育園 (静岡市) 秋田惣子氏 養護老人ホーム九重荘 (浜松市) 大村昌弘氏 ひかり保育園 (小笠町) 宮城薫一氏

(3) 設立 30 周年記念事業 ~平成 10 年~

本会の設立以来30年間にわたり毎年500万円を寄付していただき、給付事業の財源として多

大なご支援を下さった浜名湖競艇企業 団、及び本会の設立発起人として設立 に大変なご尽力を賜るとともに、基金 の造成のため全市町村及び県競輪施行 者連絡協議会に働きかけ、多額な拠出 金の道筋をつけていただき、また、本 会の理事として設立以来 28 年間にわ たり会の運営にお力添えを下さった小 川元保氏に対し、そのご功績に報いる ため設立 30 周年を記念して感謝状を 贈呈した。



浜名湖競艇企業団への感謝状贈呈

(4) 設立 35 周年記念事業 ~平成 14 年~

本会の設立 35 周年に際し、記念誌を発刊した。節目としては中途半端な年ではあったものの、これまでに本会がたどった歴史を綴ったものがなく、先送りにすればますますまとめにくくなるとの危惧があったため、これを契機として先人達の築いた足跡を記録にまとめ、次世代の方々に引き継いでいくために「35 年の歩み」を作成したものである。これには県職員として本会の発足

から携わった志田利氏、県社会福祉協議会次長として制 度の見直しにかかわった萩原晃氏に、編集委員として尽 力していただいた。

平成14年当時は低金利と退職手当金の増大により、 いよいよ制度の大幅な見直しを迫られている折であり、 制度改正の議論のためにも、これまでの経緯や仕組みを まとめておく必要があった。



〈35周年記念誌〉

〈35 周年記念誌 座談会〉



萩原 (元県社会福祉協議会次長) 晃 氏 (元県社会福祉事業共済会会長)

袴田 實 氏

平野正臣 (設立発起人・元県民生労働部長) 氏

志田 (元県社会課共済会担当事務官) 利 氏

鈴木角蔵

氏

(元県社会課課長補佐)

第 4 章 新制度への移行 ~平成 16 年から平成 25 年~

1 社会情勢と本会の状況

戦後の復興から高度成長を遂げた日本の経済であったが、昭和が終わり平成に移る頃からそれまでの高度成長やバブル経済に陰りが見えてきた。金利等は大幅に下がり、基金の果実で退職金を賄うという設立当初の考え方が現実的に不可能になってきたのである。

このような状況下、負担金及び納付金の改正、給付金の上限や被対象職員の年齢等の見直しを検討するために、平成12年5月より、本会理事及び評議員の中から委員を委嘱し、検討委員会を発足することとなった。検討委員会による検討の中間報告として、平成13年2月、法人等納付金及び施設負担金について是正を行い、慶弔制度の見直しを行った(第3章参照)。併せて退職手当共済金制度としては発足以来、大きな変更を行っていなかったため、専門家に相談の上、掛金率と給付について見直し、充実した退職給付金が支給できるようにするため、調査・助言を依頼することとなった。

協議のうえ、平成 13 年 11 月から有限会社ビーシーピーに依頼し、以下の課題を解決すべく、 共済制度全体を見直した。

- ① 医療事業団 (当時)退職金共済との差額支給方式の問題解決
- ② 負担金と退職手当金との収支バランスの確保
- ③ 低金利下における保有率 100%の確保
- ④ 利息収入減少下での慶弔金のあり方

これら、特に①の課題を解決するためには、新たな退職共済制度を創設することが提案された。 また、会員法人に対してアンケートを行い、負担金の増額を望んでいないということが分かった ため、新制度を創設する際は、会員法人の負担が現状維持程度になるよう考慮することとなった。

2 新制度の設計 ~平成 16 年~

本会がこれまで行ってきた退職給付金の支給は、医療事業団(当時)との差額支給であった。これは、公務員に準じた退職金の支給率をもって算定した額から、退職手当共済法に基づき支給される退職金の額を差し引いた金額を、本共済会で補填するというものである。そのため、会員法人内の被対象職員一人一人について見てみると、負担金支払いの額と本会から支給される退職金の額に大きな不均衡が発生していた。これらの是正のため、差額給付を廃止し、医療事業団から制度的な独立を目指し、負担金と退職手当金の相関関係を明確化することとなった。

また、当時の掛金相当額で当時の付加給付金の水準を確保することや、経営者と加入者に分か

りやすい仕組みであること、長期勤続者を優遇すること等を制度改定の方向性とし、新たな退職 共済制度を設計することとなった。

新制度の骨子は以下のとおりである。

- ① 負担金の定利による元利合計を基本退職手当金とする。
 - ・収支バランスの確保と低金利に対応
 - ・専門家の定期的関与が必要な複雑な数理計算を取り入れず、比較的シンプルな仕組みとする。
- ② 将来の資産価格変動に備え、準備金を一定額確保する。
- ③ 制度運営上生じる収益は定期的に加入者の給付増額分に充当し、長期勤続者を優遇する。
- ④ 短期脱退者の退職手当金は低額に抑え、長期加入者への給付増額財源にする。
- ⑤ 既加入者の旧制度での既得権は確保する。
 - ・新退職手当金額が改定目前に獲得した額を下回ることはない。

上記を踏まえ制度を一新し、平成 16 年度から新たな退職共済制度の下で事業を行うこととなった。改正されたのは以下の点である。

① 退職手当金は、差額支給を取りやめ、加入年数を基準とする給付とする。

基金の果実で退職金を賄うのではなく、会員の負担金は被対象職員の掛金と考える。負担金支払いの額と支給される退職金の額の相関関係が分かりやすくなるよう、退職金は掛金におおむね1%の運用果実を上乗せして支払われるよう、退職手当金額表を作成した。また、加入が3年未満には退職手当金は支給せず、10年以上の長期加入者には付加給付金額表による優遇を行う。

- ② 会員法人が納める負担金を、変動額から全員一律で固定年額に変更する。 これまでの負担金は本俸年額に定率を掛けた額であったが、1人あたりの負担金の平均を算出し、年額13,800円の固定とする。
- ③ 旧制度での既得権を確保する。

新制度への移行に際して、平成16年3月31日時点での制度資産ついては、平成16年3月末で加入している職員に応分に配分し、旧資産分の支給額として確定したうえで、退職時に新制度分と併せて支給することとした。

3 社会福祉法の改正による影響 ~平成 18 年~

平成 12 年には増加し続ける老人介護のニーズへの対応として介護保険制度が始まり、社会福祉 法人以外の事業者が介護事業に多数参入するようになった状況の中で、「平成 17 年をめどに行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフッティングの観点から助成の在り方を見直す」との「特殊法人等整理合理化計画」及び「社会保障審議会福祉部会意 見書」等を踏まえ、介護保険制度の対象となっている高齢者関係の施設又は事業所について社会 福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成が廃止された。

先にも述べたとおり、平成 16 年度の制度改正前の本会の共済制度は、公務員に準じた退職金の支給率をもって算定した額から、退職手当共済法に基づき支給される退職金の額を差し引いた金額を、本共済会で補填するという、差額支給の考え方を基にしていたため、退職共済手当法による退職共済制度を運営する独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)と本会には同時に加入することが原則であった。

しかし、上記のような社会情勢の変化により、平成 18 年 4 月から特定介護保険施設等が公的 助成の対象から外れたことで、特定介護保険施設等が機構の共済制度から脱退したり、以後に加 入する職員を加入させないこととしたりするという処置をとることとなった。併せて本会からも 脱退したり、加入を控えたりすることとなったのである。

このため、平成 18 年度は会員数が微減し、それ以降も会員数の伸びが緩やかになるといった影響が出た。

4 事業財政の定期的検討 ~平成 19 年から平成 23 年~

平成 16 年度の制度改定では、安定的な制度継続を目指して、運営規則第 27 条に「事業財政の定期的検討」を定め、3 年ごとの定期的再検討を義務付けた。このことを受けて、制度改正時に依頼した(有)ビーシーピーの佐藤嘉晃氏に依頼し制度の検証を行った。

平成 19 年度に第 1 回の定期的見直しを行い、改正時の想定どおりの剰余金蓄積が確認され、長期的安定運営の財政的基盤が構築されてきたことを受け、平成 20 年度に退職手当金額表の見直しを行った。

また、平成22年度には、第2回の定期的見直しを行った。制度改正後6年が経過し、今後の環境の変化に対応するための方策や制度運営における課題について検討を行い、長期勤続者への還元として付加給付制度の創設(平成23年4月1日施行)と諸規程の体系化と整備を行い、公益法人制度改革への準備をした。

年 度	改正内容	備 考
平成 20 年	運営規則第 27 条により付加給付表の創設	
	(4月1日施行)	
平成 23 年	運営規則第 27 条による付加給付表の改正	対象者を勤続8年から
	(4月1日施行)	に下げ、給付金を増額
平成 24 年	一般財団移行に向けて平成 24 年度のみ負担金額	正味財産の減額
	を一人当たり 7,000 円とした。	

第5章 一般財団法人への移行 ~平成26年から~

1 公益法人に関する法改正

明治 29 年の民法制定以来、我が国の公益法人制度は主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきたところであるが、1 世紀あまりの年月を経て、法的な規定と社会の実情とが齟齬することも出てくるようになってきた。そこで、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、平成 20 年 12月、新しい公益法人制度が施行されることとなった。

新制度下では、従来の公益法人は特例民法法人として扱われ、平成 25 年 11 月 30 日までに公益社団法人・公益財団法人または一般社団法人・一般財団法人への移行申請をし、認定または認可されなければ解散することになった。また、一般社団法人・一般財団法人に移行するにあたっては、移行前に保有していた正味財産額を公益目的財産額として、公益目的のために償却することが条件であった。

2 一般財団法人への移行 ~平成 26 年~

こうした状況のもと、本会はどのような在り方をしていくべきか理事会・評議員会で協議を重ねた結果、一般財団法人へ移行することとなり、移行認可書、公益目的財産に関する書類や財務要件に関する資料等の作成、そのために保有していた財産の整理や移行後の制度の維持のための方策、公益目的財産額の使用用途など、法人運営の全般に関して税理士の戸塚光博氏のコンサルティングを受けながら、手続きを進めることとなった。そして平成26年4月1日をもって、本会は一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会として新たにスタートを切ることとなった。

一般財団法人への移行にあたり、大きく変更されたのが定款と組織体制における理事会・評議 員会の役割の明確化である。財団法人の目的や活動について規定するのは寄附行為であったが、 一般財団法人のそれは定款である。この定款の作成にあたり、事業として、これまでの社会福祉施 設等に勤務する職員の退職共済制度及び福利厚生制度に、地域における社会福祉の推進を加え、目 的として、社会福祉事業の振興に寄与することから地域福祉の振興に寄与することに変更をした。

また、組織体制は8名以上12名以内の理事による理事会、2名以内の監事、8名以上12名以内の評議員による評議員会となり、理事のうち1名が会長として代表理事となり、3名が副会長として業務執行理事となった。理事・評議員の選任が理事会から評議員会に変更されたこと、理事会が本会の執行機関であり、評議員会はその選任・解任を行うという役割分担が明確にされた。

なお、一般財団法人への移行と併せて、昭和59年以来、静岡県社会福祉協議会に本会の業務を

委託していたが、委託を解約し、事務局を独立することとなった(事務局体制の詳細は第6章参照)。

3 公益目的支出計画

一般財団法人に移行するにあたり、本会の有する公益目的財産額(正味財産)は約5億6千万円と算定され、自ら定めた公益目的支出計画に基づき公益目的事業を行うことで償却しなくてはならないこととなった。公益目的事業としては、本来事業である退職手当金の支給及び地域福祉事業が認められた。なお、償却期間は20年を予定しており、現在も継続中である。

地域福祉推進事業として実施した事業の概要は以下のとおりである。

(1) 福祉講座・セミナーの実施

県内の多くの社会福祉法人で構成する本会が有する、施設間の連携やスケールメリットを生かし、施設経営をはじめ、人材確保、人材育成、地域福祉等に重点をおいた福祉講座やセミナーを実施する。

県内の社会福祉事業に係る職員や地域住民に参加を募り、社会福祉協議会、民生委員・児童 委員協議会、社会福祉団体等と協働して福祉講座の開催や、各福祉施設との共催により福祉 セミナーを開催することで、社会福祉法人の社会貢献事業の推進と質の高い福祉人材の確保 及び地域住民の福祉意識の向上と啓発を図る。

実施例:児童福祉におけるスキルアップ研修、団体と共催で福祉講演会等

(2) 就業支援研修会等の実施

福祉職に就職を希望する人のために、施設見学や就業支援研修会を実施する。具体的には、福祉現場で働いてみたい、今の福祉現場がどんな感じか知りたいという方へ、会員法人や施設と協力して、随時、施設見学及び再就職支援研修会を実施する。

実施例:福祉職合同入職式とフォローアップ研修等



入職式記念撮影



入職式 山本会長挨拶

(3) 調査研究事業

社会福祉事業及び福利厚生事業に関する先進的な取組みやその他の関連情報を調査研究・収集し、成果については印刷物の作成、頒布、ホームページ上での掲載等の方法により公開する。 実施例:県内の福祉施設職員の動向調査

平成 27 年から 28 年にかけて公益財団法人日本生産性本部に委託して、施設種類別・業種別での職員の動向調査と退職者に対するアンケート調査を行い、人材確保に役立つ情報を抽出し、報告書を作成した。また、平成 29 年度はこの調査結果に基づき、関係機関・団体において講演を行い、周知に努めた。

なお、この報告書は県、関係機関及びマスコミにも進呈・周知し、新聞にもその内容が掲載 されるなど、各方面より高い評価をいただいた。

調査結果に基づいた講演の資料及び新聞記事については、資料編 (116ページ~) を参照されたい。

4 事業財政の定期的検討 ~平成27年から~

平成16年度の制度改定により、安定的な制度継続を目指して、運営規則第27条に「事業財政の定期的検討」を定め3年ごとの定期的再検討が義務付けた。このことを受けて、一般財団法人移行後も引き続き3年ごとを目安に制度の見直しを行い、下記のとおりに改正を行った。

年 度	改正内容	備考
平成 27 年	運営規則第 27 条により退職給付表の改正 (4 月 1 日施行)	退職手当金の増額
平成 30 年	運営規則第 27 条により付加給付表の改正 (4 月 1 日施行)	給付金額の改定

5 広報事業

(1) 機関誌の発行

本会の草創期時代には、毎年2回程度広報誌「共済しずおか」が発行されていたが、その後は事務処理に追われて中断していた。

その後、平成14年より新たに「しずおか社会福祉事業 共済会だより」として機関誌を発行し、本会の事業や経理、 役員等、本会の活動状況を会員法人に周知している。



(2) 説明会等の開催

本会では、設立当初から退職共済制度の周知徹底を図るため、社会福祉事業振興会(現在の独立行政法人福祉医療機構)と共催により、説明会及び実務についての研修会を開催している。また、県社会福祉協議会が開催する新規社会福祉法人向けの研修会において、国及び本会独自の共済制度について説明を行っている。

(3) ホームページの作成

情報化社会の発展は目覚ましく、特に 21 世紀に入りインターネットが普及してくると、会社や団体が自らホームページを作成し、各種情報を公開し組織の透明性を高めることが一般的に行われるようになった。

本会も、一般財団法人として新たにスタートするのを契機として、平成26年4月にホームページを作成・公開し、定款や各種規程、事業計画・予算、事業報告・決算、役員などの法人の基礎

情報や退職共済事業で使用する各種様式 の提供、共催事業の募集や紹介等を掲載 している。

また、公益計画支出計画による調査・研究事業の成果である「県内の福祉施設 職員の動向調査報告書」についても公開 している。



第6章 組織及び事務局体制の変遷

1 組織の変遷

本会の組織体制は、理事会、監事、評議員会である。それぞれの役職の職務については、寄付 行為及び定款(資料編58ページ~及び102ページ~)を参照いただきたい。

(1) 財団法人時代 (昭和 43 年~平成 25 年)

財団法人時代の理事の定数は12名で、内訳は会長1名、副会長3名、理事8名であった。監事は2名、評議員は若干名であった。これら役職には、本会会員のほか、本会創設に深くかかわっていただいた県民生部及び健康福祉部、市長会、町村会、県議会、県社協等からそれぞれ代表者に就任を依頼していた。

(2) 一般財団法人移行後 (平成 26 年~)

一般財団法人移行後は、理事の定数8~12名で、互選により会長1名と副会長3名を選出する。 監事は2名、評議員の定数は8~12名であり、会員及び福祉関係者、学識経験者に就任を依頼 している。

2 事務局体制

- (1) 昭和43年4月1日、県共済会の設立から法人化までの期間は、事務局を県庁の社会課内に置き、 事務局職員1名を配置して、県職員と一体となって業務を行う。
- (2) 昭和44年5月2日に事務局を独立し、専任の事務局長と職員1名で業務を行う。
- (3) 昭和53年4月1日に事務局を県社会福祉協議会内に移設し、同協議会の歴代施設資金課長が本会事務局長を兼務し、専任職員1名を置き業務を行う。
- (4) 昭和 59 年 4 月 1 日付をもって、本会の専任職員が県社会福祉協議会職員に身分替えをして、 昭和 59 年度以降は、県社会福祉協議会に業務を全面的に委託する。
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日付をもって、財団法人から一般財団法人に移行することとなり、併せて県社会福祉協議会から独立し、専任の事務局長と職員 1 名をもって業務を行う。ただし、業務の一部は県社会福祉協議会に引き続き委託して行う。
- (6) 平成 28 年 4 月 1 日をもって、県社会福祉協議会への業務委託を解除し、専任の事務局長と職員 2 名で全業務を行う。

3 事務所の変遷

所 在 地	建物名称	期間	備考
静岡市葵区追手町9の5	県民生部社会課内	昭和 43 年 4 月 1 日~ 昭和 44 年 5 月 11 日	設立当初
静岡市葵区追手町1の6	東洋信託銀行静岡支店内	昭和 44 年 5 月 12 日~ 昭和 44 年 10 月 31 日	福祉会館移転までの暫定 期間 (1 室を借用)
静岡市駿河区曲金 594 の 5	県社会福祉会館内	昭和 44 年 11 月 1 日~ 昭和 58 年 3 月 31 日	福祉会館(1 階)に独立 事務所
		昭和53年4月1日~ 昭和58年3月31日	県社協事務所内へ移動
静岡市葵区駿府町1の 70	県総合社会福祉会館内	昭和 58 年 4 月 1 日~ 平成 26 年 3 月 31 日	県総合社会福祉会館新築 のため移転 (県社協事務所内)
		平成 26 年 4 月 1 日~ 現在	一般財団法人移行に伴い 業務委託解除

4 事務処理の電算化

本会では会員の急激な増加により、施設負担金の収納事務や給付金の支払い事務等が増大し、また、税制上の関係から本会に加入している全職員を対象に、毎年資産台帳の整備や退職者に対する源泉徴収業務等が昭和63年12月より新たに加わってきたため、これらの業務を手作業で処理することが到底不可能となり、事務を迅速かつ効率的に進めていく上からも電算の導入が必要となってきた。このため、県の助成を得て平成2年度から電算処理に切り替えることとした。

事業の推移

第7章 会員の動向

1 会員の動向

昭和30年代から昭和50年代にかけて日本の経済は高度成長期を迎え、女性の社会進出が急増するとともに、核家族化が進み、従来の家庭養育機能の低下や、人口の高齢化に伴う要介護老人の増加など、様々な社会現象の変化に対応するため、保育所や老人福祉施設等の整備が進められた。

これらの社会福祉施設経営者が、独自で退職金制度を設けることは財政面等からしても困難であるとともに、本会の基盤も年々強化し安定してきたため、設立数年後には県内のほとんどの社会福祉法人等が、本会に加入することとなった。また、平成4年の共済法の改正により、在宅福祉の中核的な役割を担う特定社会福祉事業(ホームヘルパー等)が新たに共済の対象となった。平成13年の改正では、社会福祉法人が経営する全ての施設・事業を共済の対象としたことで、聖隷福祉事業団を始め、社会福祉施設以外の申出施設を経営する法人からの加入職員数が増加した。こうして平成17年まで会員は年々増加の一途を辿っていった。

しかし、平成 18 年の共済法の改正により特定介護保険施設が、さらに平成 28 年の改正により障害者施設が独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の共済制度の掛金補助対象から外れたことにより、一部老人福祉施設や障害者施設が機構と併せて本会から脱退したため、会員数が減少または伸びが鈍化するといった現象が見られた。とはいえ、福祉に対する多様なニーズが高まっているため、平成 19 年以降も会員数は年々微増している。

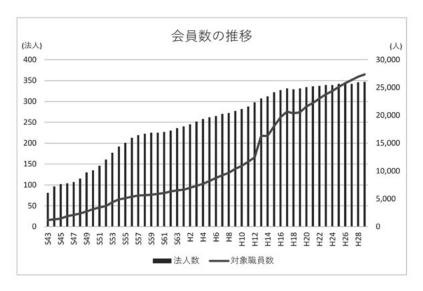
なお、会員の動向は次の表及びグラフのとおりである。

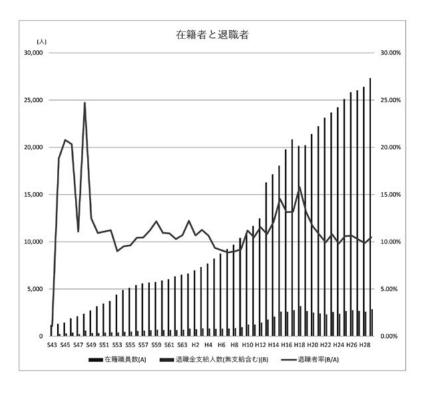
2 退職者の動向

退職率を厳密に計算するのはかなりの手間がかかるが、加入職員数に対する退職者の割合を単純に比較してみると、50年間の平均は11.58%、おおむね $9\sim11\%$ の間で推移しており、おおよそであるが、毎年、対象職員の1割程度が退職しているということになる。

特に離職率が高かった時期については、その時代特有の理由があり、会の発足直後の昭和 44 年 ~昭和 48 年ごろについては、県社会福祉協議会が行っていた退職制度が移管されたが(以降「旧制度」という。)、旧制度の加入者の一部が本会の加入対象(社会福祉施設職員)ではなく退職することになったためである。また、平成 15 年~ 19 年については、老人福祉施設のうち、介護施設が福祉医療機構の補助対象から外れたため、機構と併せて本会も脱退する会員が増えたためである。

年度	法人数	在籍職員数 (A)	退職金支 給 人 数 (無支給 含む)(B)	退職者率 (B/A)
S43	81	1,201	13	1.08%
S44	96	1,313	247	18.81%
S45	102	1,448	301	20.79%
S46	104	1,889	384	20.33%
S47	107	2,100	233	11.10%
S48	115	2,379	588	24.72%
S49	130	2,730	341	12.49%
S50	135	3,162	346	10.94%
S51	146	3,464	384	11.09%
S52	161	3,733	419	11.22%
S53	177	4,395	396	9.01%
S54	192	4,898	467	9.53%
S55	201	5,122	492	9.61%
S56	213	5,405	564	10.43%
S57	219	5,598	586	10.47%
S58	223	5,675	636	11.21%
S59	225	5,743	699	12.17%
S60	225	5,900	646	10.95%
S61	227	6,038	658	10.90%
S62	230	6,336	652	10.29%
S63	236	6,512	697	10.70%
H1	240	6,644	812	12.22%
H2	245	6,979	745	10.67%
НЗ	252	7,327	825	11.26%
H4	258	7,704	821	10.66%
Н5	262	8,209	768	9.36%
Н6	265	8,749	797	9.11%
Н7	270	9,230	819	8.87%
Н8	272	9,681	870	8.99%
Н9	277	10,395	957	9.21%
H10	282	10,914	1,222	11.20%
H11	288	11,676	1,224	10.48%
H12	298	12,476	1,442	11.56%
H13	307	16,292	1,762	10.82%
H14	312	17,144	2,076	12.11%
H15	322	18,061	2,627	14.55%
H16	327	19,768	2,596	13.13%
H17	331	20,838	2,751	13.20%
H18	329	20,145	3,184	15.81%
H19	331	20,233	2,663	13.16%
H20	334	21,410	2,496	11.66%
H21	336	22,243	2,402	10.80%
H22	337	23,132	2,277	9.84%
H23	339	23,695	2,561	10.81%
H24	339	24,238	2,379	9.82%
H25	342	25,118	2,665	10.61%
H26	342	25,837	2,752	10.65%
H27	342	26,036	2,672	10.26%
H28	346	26,415	2,603	9.85%
H29	347	26,789	2,865	10.48%



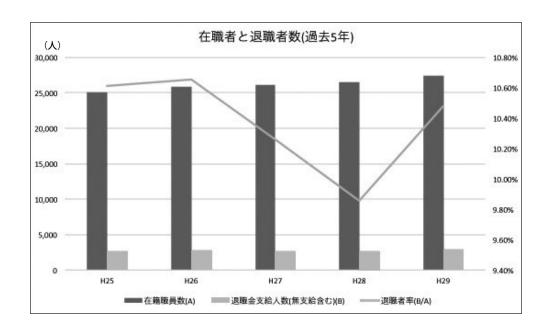


3 最近の会員動向

平成20年のリーマンショック、平成23年の東日本大震災により、このころの世間の景気は低迷傾向にあり、そうした世情の際、福祉関係職への入職率は高めに、離職率は抑えめになる傾向があった。

平成24年になり、安倍内閣が発足してから、次第に景気が上向きになったことと社会全体の人 手不足によりいわゆる売り手市場となっているため、よりよい条件を求めて転職する人が多くな り、人材が他業種へ流出していると思慮される。

地方では世間的な景気の影響がやや遅れて反映されるためか、本会では特に平成 $27 \sim 28$ 年の離職率が低めとなり、平成 29 年から離職率が再びやや上がっている。



第8章 資産造成の推移

1 会費の動向

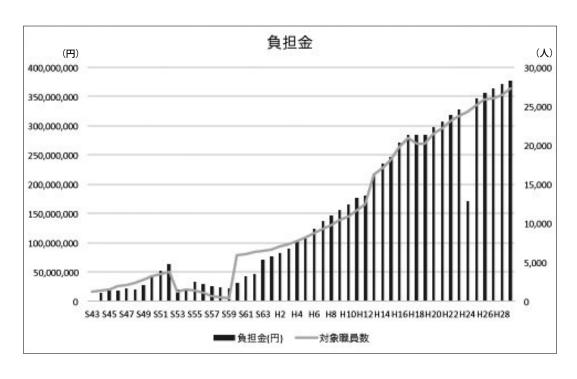
法人等納付金は、経営者が本会に加入する際に一定の金額を納入することになっている。また、施設負担金は、平成15年までは職員の本俸月額に一定の掛率を乗じ算定した額を、また平成16年以降は職員1名につき固定の年額を、毎年本会に納入することになっている。

これらの会費は、平成15年までは、県及び市町村からの補助金や民間団体等からの寄付金等と合わせて基金に積み立て、この基金から生ずる果実を主として給付金の財源に充てていた。しかし、バブル崩壊以後は低金利時代となり、基金の果実での給付が困難となったため、施設負担金も退職金給付の財源とするよう制度を改めた。

なお、本県の負担率は他県に比較して最も低く、その分、退職手当金の支給金額も低いものとなっている。職員の福利厚生の一柱である退職給付金制度として、社会福祉施設で働く職員に報いていくためにはどうやって対応していくか、今後検討していく必要がある。

なお、負担金の動向は次のとおりである。

また、平成24年度は一般財団法人への移行に向けて正味財産縮減のため、負担金を対象職員1 人当たり7,000円とした。



会員及び収支の推移 単位:円

<u> </u>	XU'4X.	支の推移	7						里位:片
	会員数	対象 職員数	負担率	負担金	補助金・ 寄付金等	利息収入	退職給付金額	退職給付 積立資産	要支給額
S43	81	1,201	22/1000	1,923,757	32,584,000	271,639	139,200	60,184,262	
S44	96	1,313	22/1000	14,958,185	43,933,000	5,491,830	3,450,600	119,243,017	
S45	102	1,448	22/1000	17,685,816	36,883,000	9,906,086	4,585,200	176,816,082	
S46	104	1,889	22/1000	18,021,306	36,754,000	14,576,241	6,591,077	236,346,574	
S47	107	2,100	22/1000	22,673,052	35,956,000	19,177,099	4,115,955	305,055,997	
S48	115	2,379	15/1000	20,359,286	37,452,000	24,448,188		369,852,312	
S49	130 135	2,730 3,162	15/1000	27,851,102	37,178,000 17,122,000	32,285,982	5,473,420 7,474,783	447,676,310	
S50 S51	146	3,464	15/1000 15/1000	43,861,359 52,494,949	23,706,000	41,526,125 45,268,182	25,026,227	532,586,976 618,593,052	
S52	161	3,733	15/1000	64,037,287	26,692,000	49,521,397	29,974,681	716,351,013	
S53	177	1,233	15/1000	19,590,817	15,000,000	46,224,166	26,142,302	760,135,573	
S54	192	1,434	15/1000	22,275,719	15,000,000	49,774,634	23,023,305	812,070,691	
S55	201	1,389	15/1000	32,650,531	15,000,000	65,550,574	34,437,171	879,082,717	
S56	213	1,010	15/1000	29,906,423	18,000,000	70,033,836	53,756,608	930,232,362	
S57	219	700	15/1000	25,874,568	5,000,000	71,552,612	51,904,255	965,830,909	
S58	223	553	15/1000	23,210,429	5,000,000	73,426,841	70,007,891	983,119,067	
S59	225	338	15/1000	21,067,093	5,000,000	68,902,987	94,828,371	968,738,727	
S60	225	5,900	15/1000 (3/1000)	31,531,866	5,000,000	62,703,317	106,798,997	946,091,574	
S61	227	6,038	15/1000 (3/1000)	42,319,848	5,000,000	56,907,144	87,199,677	948,720,340	
S62	230	6,336	15/1000 (3/1000)	47,206,555	5,000,000	48,418,413	99,024,983	936,216,030	
S63	236	6,512	15/1000 (5/1000)	71,221,178	5,300,000	49,000,358	67,615,367	977,126,984	
H1	240	6,644	15/1000 (5/1000)	77,523,537	6,000,000	51,141,097	100,516,630	994,205,525	
H2	245	6,979	15/1000 (5/1000)	82,632,555	7,100,000	65,602,605	77,700,767	1,054,298,379	
НЗ	252	7,327	15/1000 (5/1000)	89,902,238	5,000,000	74,536,392	90,515,172	1,116,070,885	
H4	258	7,704	15/1000 (5/1000)	100,897,137	5,000,000	61,681,891	82,591,805	1,184,004,072	
Н5	262	8,209	15/1000 (5/1000)	111,099,263	5,000,000	50,744,313	72,336,594	1,259,384,023	
Н6	265	8,749	15/1000 (5/1000)	124,251,717	5,000,000	31,832,870	87,586,177	1,314,654,527	
Н7	270	9,230	15/1000 (5/1000)	136,951,194	5,000,000	28,757,569	98,834,117	1,367,701,614	
Н8	272	9,681	15/1000 (5/1000)	146,266,900	5,000,000	22,510,914	79,286,080	1,439,192,923	
Н9	277	10,395	15/1000 (5/1000)	155,170,478	5,000,000	27,065,456	103,591,609	1,502,591,351	
H10	282	10,914	15/1000 (5/1000)	165,408,790	5,000,000	26,127,565	96,341,606	1,581,521,605	
H11	288	11,676	15/1000 (5/1000)	175,928,280	5,000,000	25,865,536	102,211,504	1,664,495,083	
H12	298	12,476	15/1000 (5/1000)	181,434,414	5,000,000	26,674,494		1,732,902,460	
H13	307	16,292	5/1000	218,533,646	5,000,000	32,378,692	132,309,607	1,830,952,025	
H14	312	17,144	5/1000	235,371,284	2,000,000	30,072,232	145,483,475	1,924,954,178	
H15	322	18,061	5/1000	246,977,793	2,000,000	32,354,384	154,533,546	2,023,753,629	
H16 H17	327 331	19,768 20,838	13,800/人	271,576,476 285,162,050	2,000,000	35,692,961 35,611,414	181,615,733 146,252,376	2,133,688,307 2,300,110,711	1,851,581,014
H18	329	20,036	13,800/人	285,171,250	2,000,000	39,477,843	162,125,288	2,453,312,934	2,029,530,400
H19	331	20,233	13,800/人	283,627,950	2,000,000	37,416,339	155,593,896	2,608,812,975	2,177,846,800
H20	334	21,410	13,800/人	298,135,200	2,000,000	41,274,655	188,070,070	2,751,569,014	2,332,873,900
H21	336	22,243	13,800/人	306,360,000	2,000,000	46,420,552	207,322,000	2,888,003,055	2,437,630,800
H22	337	23,132	13,800/人	317,579,400	1,000,000	48,388,308	206,305,450	3,036,378,498	2,568,383,900
H23	339	23,695	13,800/人	328,191,600	500,000	50,536,730	203,303,450	3,200,511,752	2,721,120,300
H24	339	24,238	7,000/人	170,527,000	0	190,995,383	205,016,300	3,345,157,953	2,896,835,500
H25	342	25,118	13,800/人	345,936,100	0	36,905,464	260,137,400	3,452,907,372	2,965,174,900
H26 H27	342 342	25,837 26,036	13,800/人	355,860,600 363,757,650	0	32,375,768 33,823,349	235,890,600 237,635,800	3,587,900,298 3,722,193,643	3,095,820,900 3,257,280,100
н2 <i>1</i> Н28	346		13,800/人	371,858,250	0	37,134,339	236,074,700	3,873,281,413	3,428,362,200
H29	347		13,800/人	377,402,400	0	36,839,866	277,706,650	3,991,729,036	3,556,159,900
	~	. ,	-,,	, ,	0	,5,000	,	.,,	.,,

①対象職員数とは、負担金納付対象となる職員のこと ②退職給付積立資産=資産合計-流動負債-固定資産-職員退職給付引当金

2 県及び市町村からの補助金

本会は発足以来、社会福祉施設に働く職員の福利厚生向上のため、県及び市町村からの補助金を受け、基金の造成を図ってきた。平成 10 年度決算より、この補助金については基本財産として扱うこととなった。

(単位:千円)

なお、県及び市町村からの補助金の推移は次のとおりである。

年度別補助金受け入れ状況

	11233111147331122277777777								
区分	県補助金	市町村 補助金	合計	区分	県補助金	市町村 補助金	合計		
昭 43	20,000	2,584	22,584	昭 51	7,000	6,706	13,706		
44	20,000	12,933	32,933	52	10,000	6,692	16,692		
45	20,000	6,883	26,883	53	10,000	0	10,000		
46	20,000	6,754	26,754	54	10,000	0	10,000		
47	20,000	5,956	25,956	55	10,000	0	10,000		
48	20,000	7,452	27,452	56	13,000	0	13,000		
49	20,000	7,178	27,178						
50	0	7,122	7,122	計	200,000	70,260	270,260		

3 寄付金の受入

本会は草創期から基金造成に努めてきたところであるが、浜名湖競艇事業団及び県競輪施行者 連絡協議会 (競輪とオートレース)等から、県内の社会福祉法人等の経営する施設に勤務している 職員の処遇並びに資質向上の事業運営のため積み立てることを目的とした寄付金を頂いてきた。 なお、寄付金の推移は次のとおりである。

浜名湖競艇企業団

昭和 43 年から平成 13 年まで	34 年間	× 500 万円	1億7,000万円
平成 14 年から平成 21 年まで	8年間	× 200 万円	1,600万円
平成 22 年		100 万円	100万円
平成 23 年		50 万円	50万円
合計			1億8,750万円

県競輪施行者連絡協議会 (競輪及びオートレース)

昭和 43 年から昭和 52 年まで 10 年間 × 500 万円 5,000 万円

住友信託銀行株式会社

昭和63年 30万円

1	単	(+	٠	千	П	١
(#	1/	•	- 1	\Box	,

年度	寄付金額	年度	寄付金額	年度	寄付金額	年度	寄付金額	年度	寄付金額
昭 43	10,000	昭 52	10,000	昭 61	5,000	平 7	5,000	平 16	2,000
44	10,000	53	5,000	62	5,000	8	5,000	17	2,000
45	10,000	54	5,000	63	5,300	9	5,000	18	2,000
46	10,000	55	5,000	平 1	5,000	10	5,000	19	2,000
47	10,000	56	5,000	2	5,000	11	5,000	20	2,000
48	10,000	57	5,000	3	5,000	12	5,000	21	2,000
49	10,000	58	5,000	4	5,000	13	5,000	22	1,000
50	10,000	59	5,000	5	5,000	14	2,000	23	500
51	10,000	60	5,000	6	5,000	15	2,000	計	237,800

4 利息収入の推移

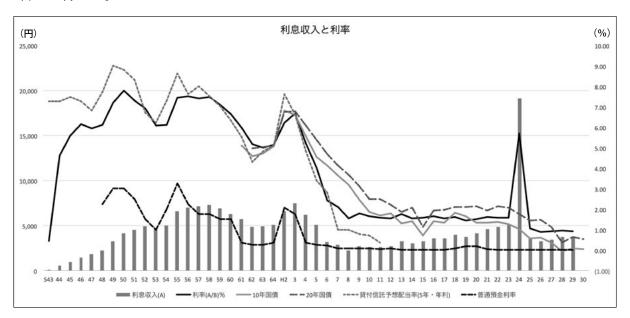
設立当初の目標であった 10 億円の基金造成については、施設負担金をはじめ県及び市町村の補助金、民間団体の寄付金並びに年々の繰越金を積み立てし、この結果、平成 2 年度にはその目標を達成し、平成 13 年度末には、18 億 3 千万円有余の造成額に達した。

この基金から生ずる利息収入で、給付金を賄う当初の計画は、金利の低下や給付金の増加によって、昭和58年度以降は不可能となり、貸付信託での運用を国債・地方債への運用に切り替えるなどの対処を行ってきた。しかしそれでも平成6年度以降は、給付金が利息収入を大幅に上回り、利息収入で賄える範囲は給付金の4分の1程度となっているのが現状であった。

このため、本会の退職共済制度の大幅な見直しを行い (第4章参照)、平成16年度からは施設 負担金を対象職員の退職金として積み立てるという考え方で新たな制度としてスタートすること となった。

本会の利息収入と総資産額に対する利率、国債等の利率の推移は次のとおりである。

なお、平成 24 年度は一般財団法人への移行のため、法人に請求する負担金を減額し、債権の買い替えを行った。



第9章 給付金の推移

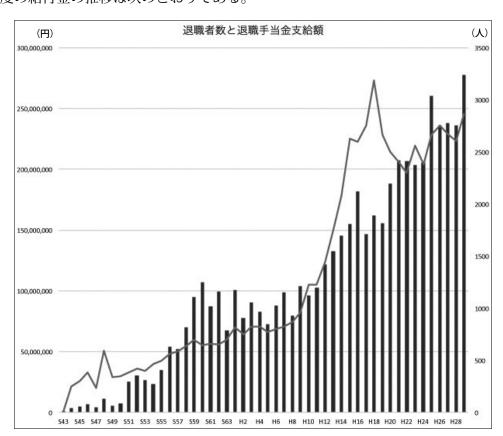
1 退職手当給付金の動向

本会設立以前は、県社会福祉協議会において昭和35年6月1日から「民間社会福祉事業従事者共済事業」が実施されていたが、この制度は経営者及び職員の僅かな拠出をもとに、極めてささやかな退職手当金と慶弔金等の給付を行うものであった。

また、昭和36年10月1日に、「社会福祉施設職員退職手当共済法」が制定され、民間社会福祉施設職員に対して公務員並みの支給率による退職給付金制度が確立され、大きな朗報となった。しかし、その算定基準となる民間社会福祉施設職員の給与は公務員の給与に比較しても著しく低いため、むしろ、その格差が明確化し、経営者にとっては一層大きな悩みの種となった。この結果、職員の処遇改善の必要性が大きな課題として取り上げられ、これを契機として、本県独自の共済制度の確立に向けた運動が盛り上がり、昭和43年4月1日に本会が設立された。なお、県社会福祉協議会が実施していた「民間社会福祉事業従事者共済事業」は、昭和44年2月1日に本会へ移管され、この共済事業に加入していた職員については、本会に引き継がれることとなった。

その後、低金利時代の訪れと退職手当金の増加により、大幅な制度の見直しが必要となり、平成 16 年度より新しい制度で退職手当金が支給されることとなった。なお、平成 16 年に新制度に移行し、加入期間が 3 年未満の場合は給付がなしとなったため、退職者数と給付金額に乖離が生ずることとなった。

本会制度の給付金の推移は次のとおりである。



退職手当金の推移 単位:円

	本制度給付金	付加給付金(旧)	過去勤務給付金	死亡弔慰金	脱退給付金	支給額合計
年度	金額	金額	金額	金額	金額	金額
S43	139,200	0	0	0		139,200
S44	3,450,600	0	0	0		3,450,600
S45	4,585,200	0	0	0		4,585,200
S46	6,591,077	0	0	0		6,591,077
S47	4,115,955	0	0	0		4,115,955
S48	10,806,484	0	0	0		10,806,484
S49	5,473,420	0	0	0		5,473,420
S50	7,474,783	0	0	0		7,474,783
S51	9,604,227	5,560,000	9,862,000	0		25,026,227
S52	9,619,681	6,806,000	13,549,000	0		29,974,681
S53	10,102,302	6,039,000	10,001,000	0		26,142,302
S54	10,619,305	7,136,000	5,268,000	0		23,023,305
S55	16,997,171	7,331,000	10,109,000	0		34,437,171
S56	20,350,608	11,849,000	21,557,000	0		53,756,608
S57	23,386,255	14,576,000	13,942,000	0		51,904,255
S58	24,956,891	15,552,000	29,499,000	0		70,007,891
S59	30,850,371	23,462,000	40,516,000	0		94,828,371
S60	34,063,997	26,181,000	46,554,000	0		106,798,997
S61	35,277,677	24,410,000	27,512,000	0		87,199,677
S62	36,495,983	28,797,000	33,732,000	0		99,024,983
S63	32,831,367	22,364,000	12,420,000	0		67,615,367
H 1	46,195,630	32,599,000	21,722,000	0		100,516,630
H2	36,151,767	29,328,000	12,221,000	0		77,700,767
Н3	45,027,172	34,986,000	10,502,000	0		90,515,172
H 4	43,028,805	30,773,000	8,790,000	0		82,591,805
Н5	36,952,594	30,008,000	5,376,000	0		72,336,594
Н6	39,871,177	35,190,000	12,525,000	0		87,586,177
Н7	46,189,117	36,675,000	15,970,000	0		98,834,117
Н8	40,556,080	32,953,000	5,777,000	0		79,286,080
Н9	53,520,609	41,454,000	8,617,000	0		103,591,609
H10	46.351.606	45,381,000	4.609.000	0		96,341,606
H11	54,969,504	45,780,000	1,462,000	0		102,211,504
H12	65,424,847	56,075,000	0	0		121,499,847
H13	70,644,607	61,665,000	0	0		132,309,607
H14	140,533,475	,,,,,,,,,	4,950,000	0		145,483,475
H15	154,533,546		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0		154,533,546
H16	181,165,733			450,000		181,615,733
H17	145,802,376			450,000		146,252,376
H18	154,066,838			600,000	7,458,450	162,125,288
H19	152,638,646			700,000	2,255,250	155,593,896
H20	187,220,070			850,000	_,	188,070,070
H21	206,572,000			750,000		207,322,000
H22	205,909,800			350,000	45,650	206,305,450
H23	202,006,000			400,000	897,450	203,303,450
H24	204,616,300			400,000	557,100	205,016,300
H25	259,487,400			650,000		260,137,400
H26	235,440,600			450,000		235,890,600
H27	236,935,800			700,000		237,635,800
H28	235,624,700			450,000		236,074,700
H29	275,188,100			800,000	1,718,550	277,706,650

慶弔金給付の推移 単位:円

	;	結婚祝金	님	出産祝金	傷	病見舞金	災	害見舞金	死	亡弔慰金		合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	人数	金額
S43	2	6,000	2	3,000	0	0	0	0	0		4	9,000
S44	39	117,000	14	21,000	0	0	0	0	6	90,000	59	228,000
S45	37	111,000	29	43,500	0	0	0	0	2	30,000	68	184,500
S46	49	147,000	24	36,000	0	0	0	0	2	30,000	75	213,000
S47	70	210,000	28	42,000	0	0	0	0	4	60,000	102	312,000
S48	61	498,000	35	143,500	0	0	0	0	2	40,000	98	681,500
S49	111	2,020,000	58	290,000	12	60,000	129	6,555,000	1	20,000	311	8,945,000
S50	115	2,300,000	91	455,000	16	80,000	4	200,000	3	150,000	229	3,185,000
S51	118	2,360,000	99	495,000	11	55,000	8	345,000	5	250,000	241	3,505,000
S52	147	2,940,000	111	551,500	21	105,000	0	0	3	150,000	282	3,746,500
S53	140	2,800,000	134	670,000	14	70,000	0	0	3	150,000	291	3,690,000
S54	208	4,160,000	150	750,000	26	130,000	0	0	4	200,000	388	5,240,000
S55	170	3,400,000	158	790,000	22	110,000	1	50,000	3	150,000	354	4,500,000
S56	225	4,500,000	155	775,000	23	115,000	0	0	5	250,000	408	5,640,000
S57	250	5,000,000	180	900,000	35	175,000	16	800,000	8	400,000	489	7,275,000
S58	233	4,660,000	209	1,045,000	31	155,000	0	0	6	300,000	479	6,160,000
S59	223	4,460,000	216	1,080,000	36	180,000	0	0	8	400,000	483	6,120,000
S60	206	4,120,000	239	1,545,000	63	315,000	0	0	8	400,000	516	6,380,000
S61	186	3,720,000	205	2,025,000	25	250,000	0	0	3	150,000	419	6,145,000
S62	172	3,440,000	172	1,720,000	35	350,000	0	0	6	300,000	385	5,810,000
S63	203	4,060,000	184	1,840,000	30	300,000	0	0	3	150,000	420	6,350,000
H 1	190	3,800,000	160	1,600,000	39	390,000	0	0	1	50,000	390	5,840,000
Н2	187	3,740,000	167	1,670,000	34	340,000	0	0	4	200,000	392	5,950,000
Н3	222	4,440,000	167	1,670,000	31	310,000	0	0	7	350,000	427	6,770,000
H 4	228	4,560,000	145	1,450,000	25	250,000	0	0	6	300,000	404	6,560,000
H 5	267	5,340,000	158	1,580,000	39	390,000	0	0	9	450,000	473	7,760,000
Н6	224	4,480,000	173	1,730,000	34	340,000	0	0	8	400,000	439	6,950,000
Н7	236	4,720,000	198	1,980,000	34	340,000	0	0	11	550,000	479	7,590,000
H 8	283	5,660,000	197	1,970,000	23	230,000	0	0	6	300,000	509	8,160,000
Н9	299	5,980,000	196	1,960,000	26	260,000	0	0	7	350,000	528	8,550,000
H 10	305	6,100,000	260	2,600,000	33	330,000	5	130,000	8	400,000	611	9,560,000
H 11	366	7,320,000	220	2,200,000	30	300,000	0	0	8	400,000	624	10,220,000
H 12	372	7,440,000	218	2,180,000	21	210,000	0	0	5	250,000	616	10,080,000
H 13	451	9,020,000	317	3,170,000	23	230,000	0	0	3	150,000	794	12,570,000
H 14	517	10,340,000	398	3,980,000	26	260,000	1	10,000	9	450,000	951	15,040,000
H 15	565	11,300,000	454	4,540,000	34	340,000	0	0	5	250,000	1,058	16,430,000
H 16	96	1,920,000	61	610,000	5	50,000	0	0	2	100,000	164	2,680,000

2 慶弔等給付金の動向

本会では、社会福祉施設職員の福利厚生の増進を図り、魅力ある職場づくりを推進していくため、 結婚祝金、出産祝金、傷病見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金といった慶弔等給付金を平成 16 年度 まで支給していた。

慶弔等給付金の種類や変遷については第3章を参照されたい。

なお、支給額の推移は次のとおりである。

